

## 平成 30 年度静岡県教職員コンプライアンス委員会の開催結果

---

1 開催日時 平成 31 年 1 月 25 日（金）午後 1 時 30 分～3 時 00 分

2 場 所 西館 8 階 教育委員会議室

### 3 議 事

- (1) 平成 30 年度コンプライアンス推進取組
- (2) 平成 30 年度懲戒処分
- (3) 課題
- (4) 平成 31 年度重点・強化取組
- (5) 協議・意見交換

### 4 委員からの主な意見

#### (1) 相談体制

- ・ 発覚まで時間を要した案件があるが、被害者や周りの生徒がどうすればもっと早く相談できたのか等、被害者の立場で考える必要がある。相談体制が機能していなかったのであれば、その原因を確認し、何らかの対策が必要と思われる（弁護士委員）。
- ・ 相談窓口を作ることは良いが、その窓口で相談すると何をしてもらえるか明確にしておくことも重要である（例えば、調査方法、回答期限等）。相談したのに放置されたのでは、相談者は不安を抱くことになる（弁護士委員）。
- ・ 相談者にとって、相談した後に、校長、教頭その他学校管理職にどう伝わっていくのかが分からないと不安になる。どのように解決されるのかというルートを示せるとよい（学識経験者委員）。
- ・ 倫理 110 番への相談だが、誰が見ても悪い行為と分かればよいが、その判断が難しいこともある。投書箱やライン等で、些細なことでも呟けるような環境があるとよい（PTA 委員）。
- ・ 学校と家庭との間に見えない壁を感じることもあるが、家庭における親の対応も大切だと思う（PTA 委員）。
- ・ 教員の長時間労働が問題となる中、相談員の役割等に配慮しないと、親身になっての相談が難しいと思われる。相談員の機能がしっかりと働く体制を作る必要がある（学識経験者委員）。
- ・ スクールカウンセラーとして、最近部活の相談が増えていると思う。その中で、顧問と親が部活を強くしたいと考えているため、生徒が嫌でも抜け出せないといった相談を受けることが多い。親は、自分の子供を部活動のメンバーに入れてもらいたいとの思いが強いと、このくらいは当たり前とってしまう。この

点を研修等でどう伝えていくべきかが難しいと考えている（カウンセラー委員）。

## （2）ハラスメント対策

- ・ ハラスメントの定義が理解されていないため、発覚が遅れることが多い点が課題である。また、加害者は悪意がなく、このくらいならいいだろうと考えている場合も多い（弁護士委員）。
- ・ 新しい切り口（被害者の捉え方でハラスメントかどうか変わること）でハラスメントの問題を考えていくのがよいのではないか。また、権力関係の中で発生するハラスメントはたちが悪く、早期発見が重要であると感じている。教職員間のハラスメントに注意を払う必要がある（学識経験者委員）。
- ・ ハラスメント対策においては、加害者にならないための最低限の知識を持つことが重要である一方で、早く芽を摘むこと（被害者がどの窓口でもよいのでより早く通報できること）も重要である。また、通報者にとっては、自分の安全が保障されるか（人事評価で不利益がないか）が重要であり、その理解をどのように浸透させるかが課題である。学校、会社等の閉ざされた社会では、人間関係が濃く、秘密が漏れやすい環境にあるため、どのように守秘義務を守らせるかも重要である（民間企業委員）。

## （3）交通事故対策

- ・ 交通事故が発生した原因により対応が異なるため、それぞれの原因を深く突き詰める必要がある（弁護士委員）。